アセットオーナー・プリンシプルの受入れについて

第一生命保険株式会社は、「アセットオーナー・プリンシプル」の趣旨に深く賛同し、アセットオーナーとして受益者等の最善の利益を勘案して、その資産を運用する責任を果たしていくため、これを受け入れることを表明します。当プリンシプルの原則1~5及び各補充原則について、以下のような方針で取り組みます。

- 原則1 アセットオーナーは、受益者等の最善の利益を勘案し、何のために運用を行う のかという運用目的を定め、適切な手続に基づく意思決定の下、経済・金融環 境等を踏まえつつ、運用目的に合った運用目標及び運用方針を定めるべきであ る。また、これらは状況変化に応じて適切に見直すべきである。
- 当社は保険負債特性を考慮したALM(アセット・ライアビリティ・マネジメント =資産と負債を総合的に把握し管理する手法)の徹底により、中長期的かつ安定的 な収益拡大を目的とした資産運用の基本方針を定めています。
- 経済・金融環境等を考慮しながら、PDCAサイクルを基本とした社内の運用プロセスを経て、年度ごとに運用目標及び運用方針を定めています。
- ※当社の資産運用方針は以下に掲載しています。

https://www.dai-ichi-life.co.jp/dsr/investment/safety.html

補充原則

- 1 1 アセットオーナーは、運用により利益を享受させるべき受益者等が誰か、何のために運用するのかといった運用目的について明確にし、必要に応じて見直すべきである。
- 当社は、生命保険が国民生活の安定・向上に寄与するという公共性を踏まえ、生命保険のお客さま、株主、地域・社会等の幅広いステークホルダーを受益者等として、収益性・安全性・流動性及び公共性に配慮しながら、ALMの徹底による中長期的な収益の拡大を目的とした資産運用を行っております。
- 今後の環境変化等に応じて、受益者等の対象や運用目的は適宜見直しを行います。
- 1 2 アセットオーナーは、運用目的を達成するために、運用資金の性格、自らの能力・ 規模、長期的な経済・金融環境等を踏まえ、具体的に目指すリターンや許容できる リスク等といった運用目標を定めるべきである。また、運用目標を達成するために、 経済・金融環境等を踏まえ、具体的な資産構成割合(基本ポートフォリオ)、リス クに関する考え方や運用対象資産の範囲等の運用方針を定めるべきである。
- 当社は、生命保険資金の運用に求められる安全性を踏まえ、厳格な運用リスク管理の 基準に沿って資産運用方針を策定しています。

- 資産運用方針の策定においては、外部評価を得た数理統計的モデルを用いて、中長期的な財務状況をシミュレーション・分析します。シミュレーション結果に基づき、経済価値ベースの資本の健全性確保・リスクリターンの効率化を目的として基本ポートフォリオを設定しています。
- 1 3 アセットオーナーは、運用目標・運用方針を定めるに当たっては、適切な手続に基づき、十分な専門的知見に基づき意思決定を行うことができる組織体制の下で行うべきである。
- 当社は、運用目標・運用方針の策定から運用の実行、運用成果の確認と運用リスクの管理について、十分な専門的知見を有する関連所管による PDCA サイクルを基本とした社内の運用プロセスを構築しており、ALM に必要な情報を反映した運用を徹底する体制を整えています。
- 特に、運用目標・運用方針の策定については経済・金融環境等を踏まえて毎年見直し を実施しています。
- ※詳細については以下の「運用プロセス」に掲載しています。

https://www.dai-ichi-life.co.jp/dsr/investment/safety.html

- 1 4 アセットオーナーは、定められた運用目的・運用目標を踏まえ、自らやステークホルダー等の状況や経済・金融環境等の変化に応じた運用方針となっているかを定期的に検証し、必要に応じて適切に見直すべきである。
- 当社は、運用目標・運用方針の策定から運用の実行、運用成果の確認と運用リスクの管理について、十分な専門的知見を有する関連所管による PDCA サイクルを基本とした社内の運用プロセスを構築しており、ALM に必要な情報を反映した運用を徹底する体制を整えています。
- 特に、運用目標・運用方針の策定については経済・金融環境等を踏まえて毎年見直し を実施しています。
- ※詳細については以下の「運用プロセス」に掲載しています。

https://www.dai-ichi-life.co.jp/dsr/investment/safety.html

原則2 受益者等の最善の利益を追求する上では、アセットオーナーにおいて専門的知見に基づいて行動することが求められる。そこで、アセットオーナーは、原則1の運用目標・運用方針に照らして必要な人材確保などの体制整備を行い、その体制を適切に機能させるとともに、知見の補充・充実のために必要な場合には、外部知見の活用や外部委託を検討すべきである。

- 当社は、年度始に定めた運用目標・運用方針の実現のために必要な人財を確保し、 質の高いアウトプットを生み出せる組織体制を整備すると共に、運用基盤を強化す るために、国内外の金融機関・運用会社等へのトレーニー派遣、ジョブローテーション等による人財育成を行っています。
- また、シンクタンク等の知見を活用して運用方針の策定に反映する、運用収益の向上のために外部へ運用を委託する等、外部の力の活用も進めています。
- ※当社の運用体制については以下に掲載しています。

https://www.dai-ichi-life.co.jp/dsr/investment/safety.html

補充原則

- 2 1 アセットオーナーは、運用目標の達成に向けて、資産運用及びリスク管理を継続的かつ適切に運営できるよう、自らに必要な知見を把握するとともに、その知見が確保され、監督と執行それぞれが機能するガバナンス体制を構築すべきである。その際、アセットオーナーの規模や運用資金の性格に照らして、必要があれば、金融市場やアセットオーナーにおいて資産運用の経験を有する運用担当責任者を設置し、運用担当責任者の権限を明確化するとともに、必要な監督を行うことも考えられる。また、運用担当者について、特定の人材に依存すると、離職時の継続性の支障や運用委託先等との不適切な関係の発生といった懸念も生じることから、適切な資質を持った人材の計画的な確保に留意すべきである。
- 当社は、PDCA サイクルを基本とした運用プロセスにおいて、運用方針を決定する取締役会と運用リスクを管理するリスク管理部門による監督と、専門的知見を有する運用フロント部門による執行のそれぞれが機能する体制を構築しています。
- 運用部門においては高度な専門的知見を有する運用担当責任者を設置し、各責任者の 権限範囲を明確に定めています。
- 特定の運用担当者に依存しないよう、積極的なキャリア採用の実施やジョブローテーション等による既存人財の育成等の取組みを行っています。
- 2 2 アセットオーナーは、適切な運用を行うに当たって、知見の補充・充実のために必要な場合には、外部人材の登用、又は、金融機関・外部コンサルティング会社・ 0CIO・業界団体その他の外部組織の活用等を検討すべきである。その際、報酬を検討するに当たっては、外部人材や外部組織がもたらす付加価値に応じたものとすべきである。
- 当社は、年度始に定めた運用目標・運用方針の実現のために、高度な専門的知見を有する人財のキャリア採用に加え、運用収益の拡大に向けた外部委託の活用、情報取得を目的としたコンサルティング会社等の活用を実施しております。また、これら外部組織を活用する際は、付加価値に応じた適切な報酬を支払っています。

- 原則3 アセットオーナーは、運用目標の実現のため、運用方針に基づき、自己又は第三者ではなく受益者等の利益の観点から運用方法の選択を適切に行うほか、投資先の分散をはじめとするリスク管理を適切に行うべきである。特に、運用を金融機関等に委託する場合は、利益相反を適切に管理しつつ最適な運用委託先を選定するとともに、定期的な見直しを行うべきである。
- 当社は、中長期的観点でリスクとリターンのバランスに留意しつつ、資産の健全性を 維持することを目的として資産運用リスク管理を行っています。
- 特に、外部委託は統括所管による定期的な利益相反管理を行うと共に、委託先の選定 に当たっては特定の金融機関等に限定せず、運用目的・運用目標の実現可能性や運用 方針の適合度合等を踏まえて幅広く検討しています。
- ※当社のリスク管理体制及び利益相反管理態勢については以下に掲載しています。

 $\underline{\texttt{https://www.dai-ichi-life.co.jp/dsr/investment/safety.html}}$

https://www.dai-ichi-life.co.jp/coi.html

補充原則

- 3 1 アセットオーナーは、受益者等の最善の利益を勘案しつつ誠実かつ公正に業務を 遂行するため、運用目的・運用目標の達成に資することができるか、運用方針に適 合しているか等の観点から、委託先の選定を含め幅広く運用方法を比較検討すべ きである。
- 外部委託先は特定の金融機関等に限定せず、運用目的・運用目標の実現可能性や運用 方針の適合度合等を踏まえて幅広く検討しています。
- 3 2 アセットオーナーは、運用目的に照らして、運用対象資産の分散、投資時期の分散 や流動性等を考慮して、運用方法を選択し、運用資産の分別管理のほか、適切なリ スク管理を実施すべきである。その際、アセットオーナーの規模や運用資金の性格 に照らして、必要があれば、VaR等の定量的なリスク指標も踏まえながら、スト レステスト等も活用して経済・金融環境の変化に備えることも考えられる。
- 当社は、中長期的観点でリスクとリターンのバランスに留意しつつ、資産の健全性を維持することを目的として資産運用リスク管理を行っており、VaRやトラッキング・エラー等の様々な定量的なリスク指標を参照しながら、経済・金融環境の変化に備えて適切に管理しています。
- 3 3 アセットオーナーは、運用委託先の選定に当たっては、運用目的・運用目標の達成 に資する観点から判断すべきである。その際、1つの金融機関等のみに運用を委託 することは、効率性の観点から必ずしも否定されるものではないが、従来から委託 している金融機関等であることや、選択している運用方法であるという理由のみ

で同じ金融機関等を選定し続けるべきでない。また、自らや資金拠出者等と、運用 委託先及びそのグループ金融機関との取引関係がある場合、運用目的・運用目標に 反していないか、適切に利益相反管理を行うべきである。また、運用委託先への報酬を検討するに当たっては、運用委託先がもたらす付加価値に応じたものとすべきである。

- 外部委託先は特定の金融機関等に限定せず、運用目的・運用目標の実現可能性や運用 方針の適合度合等を踏まえて幅広く検討しています。
- また、当社の投資ノウハウや目利き力等を活かして、運用目的・運用目標等の目線が 合致した新興運用業者にも積極的に投資しています。
- 3 4 アセットオーナーは、運用委託先の選定に当たっては、過去の運用実績等だけでなく、投資対象の選定の考え方やリスク管理の手法等も含めて総合的に評価すべきである。その際、知名度や規模のみによる判断をせず、運用責任者の能力や経験(従前の運用会社での経験等を含む)を踏まえ、検討を行うことが望ましい。例えば、新興運用業者を単に業歴が短いことのみをもって排除しないようにすることが重要である。
- 外部委託先は特定の金融機関等に限定せず、運用目的・運用目標の実現可能性や運用 方針の適合度合等を踏まえて幅広く検討しています。
- また、当社の投資ノウハウや目利き力等を活かして、運用目的・運用目標等の目線が 合致した新興運用業者にも積極的に投資しています。
- ※当社の新興運用業者に対する取組みは、当社グループの資産運用立国実現プラン内に掲載しています。

https://www.dai-ichi-life-hd.com/newsroom/newsrelease/2023/pdf/index_032.pdf

- 3 5 アセットオーナーは、受益者等にとってより良い運用を目指すため、運用委託先・ 運用方法を定期的に評価し、自らの運用目的・運用目標・運用方針に照らして、必 要に応じて見直すべきである。
- 外部委託先の運用方法やパフォーマンスは定期的にモニタリングを実施しており、当 社の運用目的・運用目標・運用方針に従い、評価に応じて外部委託先の見直しを実施 しています。
- 原則4 アセットオーナーは、ステークホルダーへの説明責任を果たすため、運用状況についての情報提供(「見える化」)を行い、ステークホルダーとの対話に役立てるべきである。

■ 当社の運用状況に関する情報は有価証券報告書や決算短信等の法定開示・適時開示 書類に加え、ステークホルダーの皆さまに理解を深めていただくための統合報告書 や株主総会招集通知、アニュアルレポート等にも掲載しており、運用状況の「見える 化」とステークホルダーとの対話への活用に取り組んでいます。

補充原則

- 4 1 アセットオーナーは、その運用目的を踏まえ、自らの特性に応じて、情報提供すべきステークホルダーを検討した上で、運用目的に照らして適切な運用が実施されているかどうか等、説明責任を果たす上で必要な情報を適切な方法で提供すべきである。その際、情報提供に伴う負担を考慮しつつ、ステークホルダーの理解に資する、分かりやすい内容となる工夫に努めるべきである。
- 当社の運用状況は法定開示・適時開示書類及び統合報告書で「見える化」をしており、 法定開示資料では運用状況を網羅的に開示すると共に、統合報告書では運用状況を分 かりやすく解説することで、幅広いステークホルダーのご理解が深まるように努めて います。
- 4 2 アセットオーナーは、自らと他アセットオーナーの比較がステークホルダーにとって運用目的を達成する判断材料となり得る場合においては、比較できる形での情報提供も検討すべきである。その際、運用実績等の数値のみで単純比較されることは望ましくなく、運用方針等を踏まえ、総合的に比較できるよう工夫することが望ましい。
 - 当社の決算情報は生命保険協会が提供している自主ガイドラインの中の「ディスクロージャー開示基準」に従って開示しており、ステークホルダーが他アセットオーナーと比較できる形で情報を提供しています。
- ※生命保険協会「ディスクロージャー開示基準」は以下になります。

https://www.seiho.or.jp/activity/guideline/pdf/disclose.pdf

- 原則5 アセットオーナーは、受益者等のために運用目標の実現を図るに当たり、自ら又は運用委託先の行動を通じてスチュワードシップ活動を実施するなど、投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべきである。
- 当社は、日本版スチュワードシップ・コードへの取組方針を含む「責任投資の基本方針」を定め、当社グループ自身も株式市場に上場する立場としての視点を踏まえながら、機関投資家としてのスチュワードシップ責任を果たしています。
- 運用を外部委託する際には、委託先に対してスチュワードシップ活動の実施を要請するとともに、求める原則・事項を明確に示した上で、その実施状況のモニタリングをしています。

※「責任投資の基本方針」は以下に掲載しています。

https://www.dai-ichi-life.co.jp/dsr/investment/pdf/ri-report_006.pdf

補充原則

- 5 1 アセットオーナーは、長期的に運用目標を実現させるため、自ら又は運用委託先による、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な「目的を持った対話」(エンゲージメント)などを通じて、投資先企業の企業価値の向上やその持続的成長を促すべきである(スチュワードシップ責任)。スチュワードシップ責任を果たすに当たっては、自らの規模や能力等を踏まえつつ、日本版スチュワードシップ・コードの受入れ表明をした上でその趣旨に則った対応を行うことを検討すべきである。その際、複数のアセットオーナーが協働して運用委託先のスチュワードシップ活動に対するモニタリング(協働モニタリング)を行うことも選択肢として考えられる。
- 当社は、日本版スチュワードシップ・コードの趣旨に深く賛同して 2014 年に受入れを表明しており、中長期的な視点から投融資先の企業価値向上を促すため、投融資先とエンゲージメントを継続的に実施し、認識を共有のうえ、問題の改善に努める等、「責任投資の基本方針」に基づき、機関投資家としてのスチュワードシップ責任を果たしています。
- ※当社のスチュワードシップ活動の詳細は以下に記載しています。

https://www.dai-ichi-life.co.jp/dsr/investment/ssc.html

- 5 2 アセットオーナーにおいては、ステークホルダーの考えや自らの運用目的に照らして必要な場合には、投資先企業の持続的成長に資するサステナビリティ投資を行うこと、例えば、金融機関等への委託に当たってサステナビリティに配慮した運用を行うことを求めることや、サステナビリティ投資方針を策定すること、PRI(責任投資原則)に署名することも考えられる。
- 当社は、サステナブルな社会実現に資する投融資(サステナビリティ・テーマ型投融 資)の推進を通じてポジティブ・インパクトの創出に取り組んでいます。
- 当社は 2015 年に PRI(責任投資原則)へ署名しており、「責任投資の基本方針」の中では「サステナビリティ・テーマ型投融資」を含めた責任投資(ESG 投融資及びスチュワードシップ活動)に関する基本的な考え方を定めています。
- ※当社の「ESG 投融資」の詳細は以下に記載しています。

https://www.dai-ichi-life.co.jp/dsr/investment/esg.html